



小規模な飲食店等に消火器具の設置が必要に！

〔改正概要〕

平成 28 年 12 月 22 日に発生した糸魚川市飲食店火災の出火原因が大型こんろの消し忘れであり、この火災を受けて消防法令が改正され、厨房設備、こんろ、調理用器具などの火を使用する設備や器具を設けた飲食店等に原則として延べ面積にかかわらず、令和元年 10 月 1 日から消火器具の設置が必要になります。



○消火器具の設置基準

厨房設備、こんろ、調理用器具などの火を使用する設備や器具を設けた飲食店等に原則として延べ面積にかかわらず消火器具の設置が必要ですが、防火上有効な措置として、調理油過熱防止装置や自動消火装置等が講じられた火を使用する設備や圧力感知安全装置が講じられた器具のみを用いる飲食店等については、消火器具の設置は必要ありません。

○消火器具の設置場所

消火器具は、必要時すぐに持ち出せる場所で床面から 1.5m 以下の場所に設置します。（注意：水のかかる位置や厨房での床面の直置きは避けて下さい）



○消火器具の設置間隔

消火器具は、階ごとに建物の各部分から消火器具までの歩行距離が 20m 以下となるように設置します。



○消火器具の標識

消火器具の設置場所には、標識を見やすい位置に設置が必要です。

（消火器の場合は「消火器」と表示した標識）



奈良県広域消防組合消防本部

〔消火器具の点検〕

消火器具の設置が必要な飲食店等は、消火器具の点検を6ヵ月ごとに実施し、1年に1回消防署長に報告する必要があります。

消火器の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレットや消火器の点検及び点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリの活用により、**点検を自ら行うことができ、自ら点検結果報告書を消防署長に報告することができます。**パンフレット及びスマートフォンアプリは、総務省消防庁ホームページにありますので、ご活用下さい。

(URL : http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)



Q & A

Q 火を使用しないIHコンロのみを使用しているが消火器具は必要か？

A 火を使用しないIHコンロは、消火器具の設置は必要ありません。

Q 3つ口コンロを使用しているがすべての火口に調理油過熱防止装置がないと消火器具は必要か？

A 3つ口コンロは、すべての火口に調理油過熱防止装置がなければ「防火上有効な措置」として捉えられないため、消火器具の設置が必要です。

Q テナントビルの飲食店は各飲食店に消火器具が必要か？

A 設置対象の飲食店であれば、各飲食店に設置が必要です。

Q 卓上用のカセットコンロのみを使用していて揚げ物料理等をしない場合でも消火器具は必要か？

A カセットコンロには、「圧力感知安全装置」があるので、消火器具の設置は必要ありません。

Q 消火器は、住宅用消火器でもよいのか？

A 住宅用消火器の設置は認められないので、業務用消火器の設置が必要です。

Q ガスコンロに組み込まれているグリルにも消火器具は必要か？

A グリル過熱防止機能・グリル消し忘れ消火機能付であれば必要ありません。

お問い合わせや事前相談は、お気軽に最寄りの消防署へ



奈良県広域消防組合消防本部

0744-26-0119 (代表) 0745-78-1192 (予防部直通)

天理消防署 0743-62-3322

磯城消防署 0744-33-2461

山添消防署 0743-85-0304

桜井消防署 0744-42-4119

五條消防署 0747-22-3310

大和郡山消防署 0743-59-1191

西和消防署 0745-73-1001

宇陀消防署 0745-82-3199

葛城消防署 0745-69-7171

吉野消防署 0746-32-1011

高田消防署 0745-25-0119

橿原消防署 0744-23-1155

御所消防署 0745-62-0119

高市消防署 0744-52-4499

大淀消防署 0747-52-1199

下市消防署 0747-52-2299

香芝消防署 0745-76-4119

広陵消防署 0745-55-4123

野迫川分署 0747-37-2119